

## 第 1 1 回米原市定例教育委員会

日 時：平成 1 7 年 1 2 月 1 9 日  
1 0 時 0 5 分開会  
場 所：米原市役所山東庁舎  
3 階 第 1 委員会室

出席者 教育委員：松寫委員長 山岡委員 丸本委員  
教育委員会事務局：瀬戸川教育長 小野部長  
学校教育課：安田課長  
生涯学習課：上村課長補佐  
文化スポーツ振興課：中井課長  
教育総務課：三田村課長  
書 記 教育総務課：二之宮

### 1) 開会あいさつ

松寫委員長

### 2) 議事

議案第 1 1 3 号 米原市における保育の在り方に関する検討委員会委員の委嘱について

安田課長より概要説明

松寫委員：委員会の検討内容はどのようなものか。

瀬戸川教育長：当面は保育料の問題を検討していくが、今後は幼保一元化の問題についての検討となる。

松寫委員：公募ではどのような方が選任されたか。

安田課長：幼稚園及び保育所での実務経験者である。

承認

議案第 1 1 4 号 後援名義の承認について

「平成 1 7 年度 福祉ダンス講習会」、第 4 回定期演奏会の後援について

中井課長より概要説明

承認

議案第115号 山東公民館の指定管理について

上村補佐より概要説明

松寫委員長：滋賀県内で公民館が指定管理に出されている市町はいくつあるのか。

上村補佐：滋賀県での実施事例は現在ない。また、全国的にも珍しい事例である。

松寫委員長：公民館を指定管理に出すことにより、どのような利点があるのかが疑問である。

瀬戸川教育長：市の財政難による官から民への事務移行。また、地域の住民の活動による公民館の活性化を目指している。

松寫委員長：民間の利点を使うのは良いことだが、公民館の目的から考えると公民館事業は行政がおこなうべき事業ではないかと思われる。

瀬戸川教育長：サービス等については従来と同程度のサービスを継続し、その中で新しい事業展開を進めていく。また、現在指定管理実施予定の部署に配置されている職員を再配置し、市役所のサービスの向上が図れると考えられる。

山岡委員：すでに開始されているため、積極的な理由が必要であると思うが、指定管理導入が早すぎるのではないか。

丸本委員：現在まで山東公民館は行政主導で充実した生涯学習を実施しており住民も満足しているため、市民の納得を得られないままに指定管理を導入するのは市民にとって納得できないことではないか。

瀬戸川教育長：市民への理解についてはどの程度、納得を得られているかが一番の課題である。また、住民説明が不足していることは事実であり、指定管理導入後に活動を通して説明していく必要がある。

山岡委員：生涯学習の拠点は公民館であり、現在まで一定の役割を果たしてきた。今後、指定管理を実施したことにより、今までの役割を失わないように心がけてほしい。

松寫委員長：指定管理導入にあたっては、地域の拠点が目指せる管理者を選定できるよう事務局にも努力していただきたい。

上村補佐：導入にあたり、公募から実施までの期間が大変短く事務局からの働きかけも大変困難である。

松寫委員長：山東公民館で導入にあたり適当な団体はあるか。

中川課長：市議会の中で指定管理導入と市長の明言がないため、現在のところ導入については確定でなく、一般に公表できていない状況である。

松寫委員長：指定管理を行いたいという団体があっても検討する期間が短いのでは、良い団体も諦めてしまうのではないか、導入時期を1年遅らせるということはできないのか。

小野部長：3年と指示されたが、教育委員会として強い要望を出し期間を1年と変更してもらった、時期についても何度も強い要望活動はしたが、事務局だけの力ではこのような結果となった。

瀬戸川教育長：現状のところ4月1日導入は避けられない状況である。

山岡委員：教育委員会の指定管理導入に対する役割はどの範囲か。

中川課長：最終的には議会で決定し、教育委員会とは関係なく市長部局でどのような施設も指定管理を導入できる状況にある。

山岡委員：指定管理導入するかの決定は、教育委員会に権限があり、責任も教育委員会となるのではないか。

中川課長：指定管理者の条例中の市長を教育委員会へ読みかえる規定となっており、導入

の決定、選定から募集まで教育委員会で実施することとなる。

小野部長：選定は選定委員会がおこなう。

山岡委員：教育委員会が選定委員を選任し、告示までの権限があるのでないか。

松寫委員長：現在指定管理導入について諸団体に周知しているのか。

中川課長：現段階で確定でないため、団体への周知はできていない。

松寫委員長：住民の理解や団体への説明は不要なのか。

中川課長：時間的な余裕がなく物理的に不可能な状態である。

継続審議

#### 議案第116号 生涯学習センターの指定管理について

上村課長より概要説明

承認

#### 議案第117号 米原市市民体育館の指定管理について

中井課長より概要説明

山岡委員：議会が議決していない段階で実施できるのか。

三田村課長：地方教育行政法により議会への提出前でも教育委員会で承認はできる。

山岡委員：山東公民館と同じ指定管理者となるのか。

中井課長：現状の管理体制を考えると同一業者となる。

松寫委員長：近江の体育館は市民体育館となるのか。

中井課長：現在、双葉中学校の体育館となっており、県の中で意見の相違があり社会教育施設に変更するのが困難な状況である。

継続審議

### 3) その他

#### 第1回米原市立幼稚園および小中学校の在り方に関する検討委員会の資料について

安田課長より概要説明

山岡委員：醒井幼稚園の通園区域について訂正。

松寫委員長：小規模だけでなく、極小規模校があるためその辺りも考慮に入れた検討が必要である。

山岡委員：増員した委員には旧近江町から選定したのか。

安田課長：旧近江町から橘氏を選任した。

#### ○米原・近江公民館の指定管理者の説明

中川課長より概要説明

○教職員の処分について

非公開

○次回定例教育委員会

平成18年1月18日、19日で調整

以上をもって第11回定例教育委員会を12時35分に終了した。

平成 年 月 日

上記について承認します。

教育委員長

教育委員長職務代理者

教育委員

教育委員

教育委員（教育長）